

大規模土砂災害時における相互連携対応に関する協定

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長（以下「甲」という。）と上松町長（以下「乙」という。）、南木曾町長（以下「丙」という。）、大桑村長（以下「丁」という。）、多治見市長（以下「戊」という。）、中津川市長（以下「己」という。）、土岐市長（以下「庚」という。）は、木曾川流域又は庄内川流域において大規模土砂災害（以下「大規模土砂災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の相互連携対応について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模土砂災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における災害対応等を円滑に進めるため、甲と乙、丙、丁、戊、己、庚が相互に協力することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙、丙、丁、戊、己、庚は、大規模土砂災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、次の事項に関し別紙の通り相互に協力を行うものとする。

- (1) 被災状況等に関する情報共有
- (2) 被災状況調査や災害応急対策に関する技術的支援及び受入
- (3) その他必要と認められる事項

2 第1項に規定する相互協力を円滑に実施するため、甲と乙、丙、丁、戊、己、庚は、平常時から次の事項に関し相互に協力を行うものとする。

- (1) 事前準備資料の整備及び共有
- (2) 大規模土砂災害対応防災訓練に関する対応

（協定の期間）

第3条 この協定の期間は、平成22年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、協定締結者のいずれからも何ら申出がない場合は、本協定を延長継続するものとする。

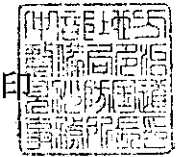
（疑議の決定）

第4条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙、丙、丁、戊、己、庚の双方が協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚が記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年4月1日

(甲) 国土交通省中部地方整備局
多治見砂防国道事務所
所 長 今井 一之



(乙) 長野県上松町
上松町長 田上 正男



(丙) 長野県南木曾町
南木曾町長 宮川 正光



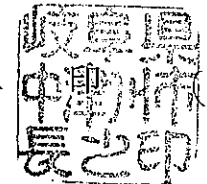
(丁) 長野県大桑村
大桑村長 貴舟 豊



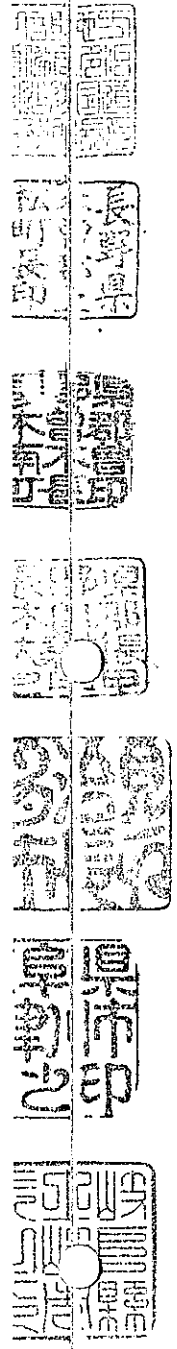
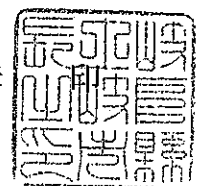
(戊) 岐阜県多治見市
多治見市長 古川 雅典



(己) 岐阜県中津川市
中津川市長 大山 耕二

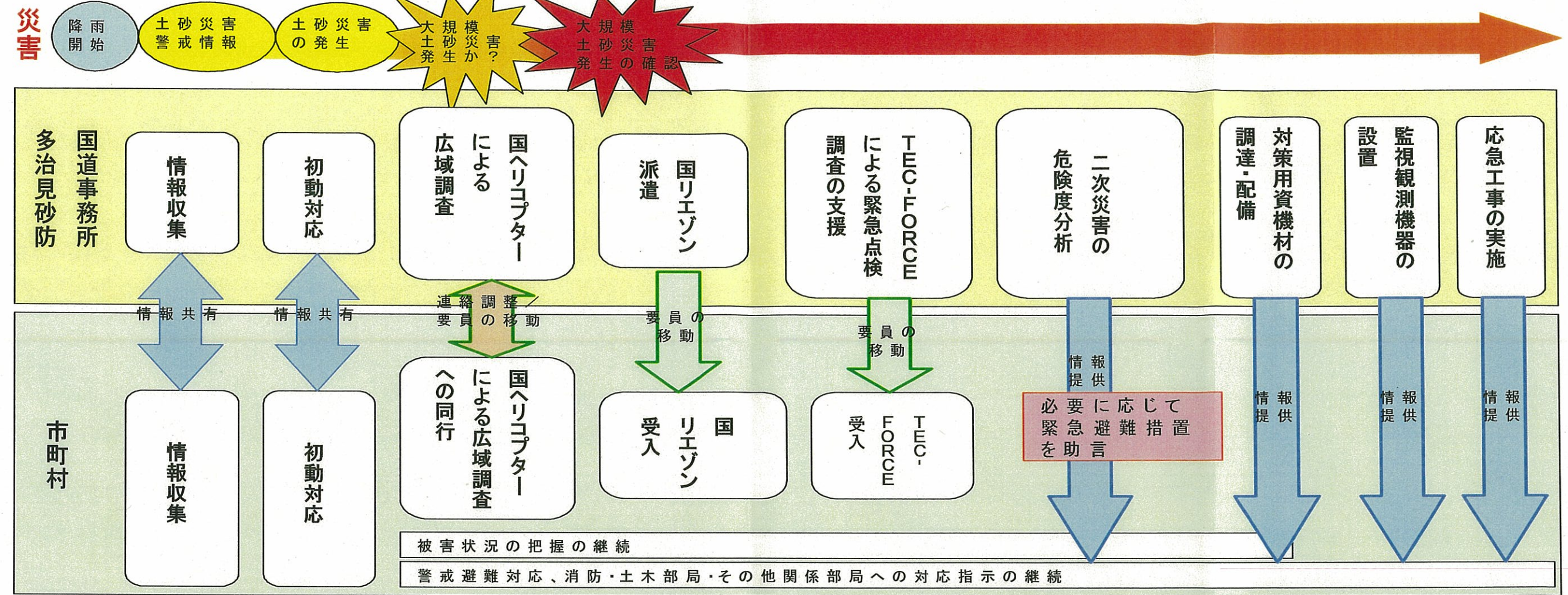


(庚) 岐阜県土岐市
土岐市長 大野 信彦





多治見砂防国道事務所と管内6市町村との連携内容



連携項目	連携内容			
	土砂災害警戒情報の発表	土砂災害等の発生	大規模土砂災害の確認	緊急措置、二次災害防止対策
1. 被災状況等に関する情報共有	<p>■土砂災害の警戒に係る情報共有</p> <p>管内地域に土砂災害警戒情報が発表された場合、多治見砂防国道事務所と各市町村は以下の事項を相互に連絡・確認し、情報共有を図る（当面は多治見砂防国道事務所が各市町村に連絡し確認する）。</p> <p>【情報共有事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 土砂災害警戒情報の確認 □ その他必要事項 <ul style="list-style-type: none"> ・相互の防災体制の確認 ・住民への避難勧告等の確認、助言 ・土砂災害前兆現象情報の確認 ・災害情報の確認 	<p>■初動対応に係る情報共有</p> <p>管内地域に土砂災害が発生した場合、多治見砂防国道事務所と各市町村は以下の事項を相互に連絡・確認し、情報共有を図る（当面は多治見砂防国道事務所が各市町村に連絡し確認する）。</p> <p>【情報共有事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 被災箇所及び現地状況の確認 □ 相互の防災体制の確認 □ 土砂災害前兆現象情報の確認 □ 人的被害も含めた被害状況及びその対応状況 □ 住民への避難勧告等の確認、助言 □ その他必要事項 	<p>■国のヘリコプターによる広域調査実施後の情報共有</p> <p>【国からの情報提供内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ （大規模）土砂災害発生の有無 □ 災害発生箇所、被害状況 □ その他、以降の対応など、必要な事項 <p>■事務所からのリエゾン派遣</p> <p>各々の機関は以下の行動をとる。</p> <p>【多治見砂防国道事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 派遣先、派遣職員の設定 □ 派遣先との連絡調整（派遣職員名、移動手段、到着予想時間の連絡、リエゾンが使用可能な設備の確認等） <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ リエゾン受入場所（組織）の決定 □ 貸与できる設備の確認 	<p>■対策用資機材の調達・配備、監視観測機器の設置、応急対策工事の実施に関する情報共有</p> <p>【国からの情報提供事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 対策用資機材の調達・配備 <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策工事実施の場所及び使用資機材 ・資機材の搬入路の確認 ・応急対策工事実施箇所及び資機材搬入路周辺の住民の安全 □ 監視観測機器の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・観測機器設置の場所、目的 ・想定される災害とその危険性 ・観測結果 □ 応急対策工事 <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策工事の場所及び災害状況、内容、実施時期、進捗状況、工事終了の連絡
2. 被災状況調査や災害応急対策に関する技術的支援及び受入		<p>■国のヘリコプターによる広域調査への同行</p> <p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 市町村職員のヘリ調査への同行の有無 □ 以下、同行する場合 □ 搭乗員の決定、報告 □ 乗降のための離着陸場所と時間 <p>【市町村の搭乗員の行動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 搭乗準備、調査に携帯する資料等の準備 □ 協議で決定した離着陸場所へ移動し、ヘリに搭乗 	<p>■TEC-FORCE等による緊急点検調査の現地受入</p> <p>市町村は状況に応じて以下の調査班受入協力を行う。</p> <p>【受入協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 現地案内人の選定及び国への連絡（電話、FAX等） □ なお、国の市町村連絡窓口は多治見砂防国道事務所とする。 □ TEC-FORCE受入の前線基地の準備 	<p>■緊急点検調査結果及び二次災害の危険度評価結果に基づく警戒避難措置に対する助言</p> <p>【連絡・協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 概略危険度評価（緊急を要する場合の暫定評価）の結果 □ （必要な場合）緊急避難措置を助言 □ その他、応急対策についてなど必要事項